

「CO₂削減アクション(ゼロエミアクション)・ムーブメント ～消費者と企業がともに つくりあげるサステナブルな社会～」の事業公募要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、昨年12月にその実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。本戦略では、ゼロエミッション東京の実現に向けて、あらゆる主体の共感を得ながら協働を呼びかけ、共に気候危機に立ち向かう行動を進めていくため、「多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革」の進展を目指しています。

コロナ禍での経験を踏まえて、「ライフスタイルの在り方や人々の意識」が新しい社会を作り上げていくための重要事項であることが、コロナ対策・気候変動対策双方において共通である、との認識が深く共有されつつあります。

今年も「命に関わる気象災害」が多発し、気候変動対策の重要性が更に増してきているなか、サステナブルな社会をともにつくりあげていくための行動をより一層拡大していく必要があります。

本要項は、ウィズコロナの新しい日常のもとで「サステナブル・リカバリー」を進める取組の一環として、「自分たちが住みたい・心地よい社会を創っていく」ため、多様な主体との連携でSDGsの実現にも貢献するCO₂削減アクション（ゼロエミアクション）を推進する取組（以下「本事業」という。）を、都と共同で遂行する事業者を募集するものです。

2 公募の概要

(1) 公募の対象

本事業に係る公募の対象は、「CO₂削減アクション（ゼロエミアクション）・ムーブメントの社会浸透にむけた具体的取組」であって、効果検証等を行いながら、令和2年度から4年度までの3か年程度取り組む事業とします（ただし、都の費用負担は初年度（令和2年度）のみ。）。

具体的には、より多くの市民に、SDGsの実現にも貢献するCO₂削減の大切さと自分たちが日常でできることへの「気づきと具体的アクションを促す」取組であって、市民によるアクションが脱炭素化に取り組む企業や社会づくり等の応援につながる取組、そして、ムーブメントの社会浸透をめざして、商品提供やサービス開発又は新たな社会システムの構築等を目指す企業等との連携が予定されており、多くの市民を巻き込む工夫がなされているなど波及効果の高い取組とします。

応募者は、提案する事業にテーマを設定した上で、「CO₂削減アクション（ゼロエミアクション）・ムーブメントの社会浸透にむけた具体的取組」の事業を提案してください（事業のイメー

ジを表1に掲げますがこれに限定するものではありません。「CO₂削減アクション（ゼロエミアクション）・ムーブメントの社会浸透にむけた具体的取組」として有効と考える事業を提案してください。).

表1 事業イメージの例

- ・市民が、「自らの生活・活動で排出しているCO₂の量を知り」、「生活を意識的にローカーボンなものに転換する」取組が、どのようなCO₂削減に貢献するか／どのようなSDGsの目標実現に貢献できる可能性があるのか分かりやすく、広範に伝える。
- ・それを通じて、市民に、自らが取り組める具体的なアクションの周知を図る。
- ・市民が進める具体的なアクションは、「ライフスタイルを変える・これまでの行動をやめる・商品や企業を選択する」などのほか、企業等が進める新たな商品サービス開発や自然エネルギー発電設備の新規設置等への貢献、CO₂削減・SDGsの実現に資する取組を行う団体への支援など幅広く提示されている。

(2) 審査及び事業の採択

広報展開に係る専門家等を含む委員で構成する「ゼロエミアクション・ムーブメントの推進に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、本要項に基づき提案していただいた事業の内容を厳正に審査の上、2件程度の事業を採択する予定です。

(3) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

ア CO₂削減アクション（ゼロエミアクション）・ムーブメントの社会浸透にむけた具体的取組を、効果検証等を行いながら、令和2年度から4年度までの3か年程度取り組む者であること。

イ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）

(ウ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(エ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(4) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、都と4(2)による審査結果の通知を受け、本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）と都との間で、ゼロエミアクション・ムーブメントの3か年事業の概要や役割分担等に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結します。その基本協定をもとに、年度毎に、本事業の実施内容、方法、業務分担、費用負担等を規定する協定（以下「実施協定」という。）を締結します（表2参照）。

また、都の職員及び事業実施者（事業実施者が他の事業者業務の一部を委託した場合にお

る当該委託先の事業者を含む。)の従業員等によって構成する定例的な会議の場を設け、本事業の進捗に関する確認等を行います。

なお、事業実施者が、他の事業者に業務の一部を委託する場合にあっては、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとします。

表2 主な業務分担(例)

都	事業実施者
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に要する費用の一部の負担(初年度(令和2年度)のみ) ・本事業に関する助言 ・実施場所を所管する区市町村や業界団体との調整窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施体制の構築 ・本事業の実施場所の選定 ・本事業における他の関与者との調整 ・本事業の実施結果の取りまとめ ・本事業の取組の実現に向けた課題等の整理

(5) 本事業に係るスケジュール

- ア 公募期間 令和2年11月2日(月曜日)から同月20日(金曜日)まで
- イ 審査時期 令和2年11月下旬(予定)
- ウ 審査結果通知時期 令和2年12月上旬(予定)

(6) 本事業の実施期間

- ア 令和2年度 令和2年度事業に係る実施協定を締結した日から令和3年3月25日まで
- イ 令和3、4年度 当該年度事業に係る実施協定を締結した日から当該年度末までの間で、当該実施協定に明記した日まで

3 応募手続等

(1) 提出書類

本事業に係る公募に応募する者(以下「応募者」という。)は、次の①から⑥までの書類のうち①から③までの書類について、別紙記載方法を参考に作成してください。①から③の書類作成後、④から⑥の書類とともに、電子媒体(ワード・パワーポイント等の元データ及びPDF化したデータ)で1部を都に提出してください。A4判のファイルに綴じたもので提出することもできます。その場合には、①から③の書類について、正本1部(両面印刷)、副本5部(両面印刷)及び電子媒体1部(CD-R又はDVDによる。正本に添付。)を都に提出してください。あわせて、添付書類として④から⑥の書類を各1部提出してください。

- ①様式1 提案申請書 A4判(縦)
- ②様式2 提案書 A4判(縦)
- ③様式3 提案書要約 A3判(横)1枚
- ④応募者となる法人又は団体等について、その設立又は活動内容が明記されている公的書類(写し)(法人の場合は、定款又は寄付行為(写し)が該当)
- ⑤過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面(写し)
(当該書面が存在しない場合は、過去3事業年度の活動概要(写し)など)

⑥代表者の本人確認書類

様式1に記載した代表者の本人確認を行うため、次の書類の写しを添付してください。

ア 当該法人又は団体等の代表者であることが公にされている書類や資料のコピー等

イ 当該代表者本人の確認ができる書類のコピーやデータの写し等（応募者が団体等の場合のみ該当）（例）健康保険証や運転免許証の写しなど。

様式1から様式3までは、次のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/index.html>

なお、応募者の本人確認等を行うため、追加で資料の提出を求める場合や都から電話で確認等を行う場合がありますので、予め御了承ください。

(2) 提出方法

(3) の提出先へ、電子メール又は持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出先

東京都環境局地球環境エネルギー一部計画課

「ゼロエミアクション・ムーブメント」担当 宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎20階南側

(4) 公募期間（受付期間）

令和2年11月2日（月曜日）から同月20日（金曜日）まで（必着）

※電子メールで提出の場合は、提出先のファイルボックス等を事前に指定しますので、必ず事前に都に連絡を入れたうえで、送付してください。

※持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとします。

なお、事前に上記提出先に連絡を入れたうえで、来庁してください。

※郵送による提出の場合は、公募期間中必着としてください。

4 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

審査委員会において、応募者から提案された事業の内容について、表3左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

表3 審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点
事業企画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の目的がゼロエミッション東京戦略に示した趣旨・目的に適合しているか市民にSDGs推進に貢献するCO₂削減への「気づきと具体的アクション」を促し、市民生活とそれを支える企業活動双方の脱炭素化に寄与する取組か

	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等との連携や多くの市民を巻き込むなど波及効果の高い社会実装をめざした取組となるような工夫がなされているか。その確実性や具体性 ・これまでにない視点（先進性や独自性、既存の取組との相乗効果・イノベーション等）が盛り込まれた取組か
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業案が、一過性の取組ではなく、市民・企業活動としての社会浸透を期待できるものか（市民・企業等との連携の確実性や具体性等） ・都内はもとより、全国への波及効果が高く期待できるか
履行の確実性等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や内容、令和2年度事業に係る経費が明確になっており、本事業を実施するために十分な組織・体制を確保しているか ・将来的に自立できる取組内容か（令和3年度以降の事業実施に係る活動資金調達の考え方や将来的に自立するために令和3年度以降の2か年の取組において都に期待する役割としてどのようなものを想定しているかを含む。）

（2）提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において、（1）による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

5 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、4（2）の審査結果の通知により提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を作成し、都に提出し、協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で3か年の取組に係る基本協定及び令和2年度事業に係る実施協定を締結します。

なお、令和3年度以降については、事業実施者と都との間で、前年度の事業実施結果等を踏まえた効果検証等を行ったうえで、各年度当初に改めて当該年度事業に係る実施協定を締結し、事業を実施することとします。

6 事業成果物

（1）事業成果物の提出

事業実施者は、本事業に係る令和2年度事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は2（6）の実施期間の末日のいずれか早い日までに、令和2年度事業の実施結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を都に提出することとします。事業成果物を提出する際は、当該書類一式を電子媒体（ワードやエクセル、パワーポイント等の元データ及びPDF化したデータ）でメールにより都に提出してください。A4判のファイルに綴じたもので提出することもできます。その場合には、電子媒体1部（CD-R又はDVDにワード等の元データ及びPDFを収めたもの）及びファイル1部を都に提出してください。

令和3年度以降の事業の事業成果物の提出についても、基本的に同様の取扱とします（事業実施期間については、2（6）に記載のとおり、当該年度の実施協定で改めて決定します。）。

（2）事業成果物の取扱い

事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とします。

- ア 個人情報（東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定するものをいう。）
- イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

7 事業費の支払等

（1）事業費用

都は、本事業に係る令和2年度事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費について、令和2年度事業の完了後に事業実施者に交付します。ただし、1事業につき5,000千円を上限とします。

なお、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

（2）支払等

ア 支払時期

支払時期は、本事業に係る令和2年度事業の完了後とします。

イ 支払額の確定方法

令和2年度事業の完了後、6（1）により事業実施者から提出していただく事業成果物、支払を証する資料等に基づき、支払額を確定します。支払額は、協定で定めた金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の額の合計となります。

このため、支払額の確定に当たっては、令和2年度の事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は2（6）の実施期間の末日のいずれか早い日までに、契約書（写し）、領収書（写し）等支払を証明できる書類等を都に提出してください。

8 その他

本事業の公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

9 公募全般に関する問合せ先

本事業の公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又はメールにてお願いします（新型コロナウイルス感染症対策の観点から、在宅勤務を実施している場合がありますので、御質問等はできるだけメールで御連絡いただきますようお願いいたします。）。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局地球環境エネルギー部計画課 「ゼロエミアクション・ムーブメント」担当

電話番号（直通）：03-5388-3486

問い合わせ先メールアドレス：S0213201@section.metro.tokyo.jp

※申請書等を電子メールで提出の場合は、提出先となるファイルボックス等を事前に指定しますので、必ず事前に都に連絡を入れたうえで、送付してください。

別表（7（1）関係）

種別	用途内容
旅費	本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。）
通信運搬費	本事業の実施に必要なと判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要経費（郵便代、運送代等、プロバイダー使用料、回線使用料など）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
広告料	新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、電光ニュース、宣伝カー等による広告料など
賃借料	本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費
印刷製本費	本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ・パンフレット等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費
補助人件費	本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
外注費	本事業の効果検証等調査費、各種コンサルティング料
謝金	外部専門家等への謝礼金
保険料	本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
<p>ただし、次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費</p> <p>二 本事業の実施に必要なと認められない経費</p> <p>三 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>四 本事業の実施期間外に使用した経費（令和2年度実施協定を締結した日以前及び原則として令和3年3月26日以降に使用した経費）</p> <p>五 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの</p>	

提案申請書

東京都知事

殿

〇〇年〇〇月〇〇日

事業名 〇〇

応募者名 〇〇〇〇〇株式会社 (団体の場合は、団体名)

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (押印は必要ありません。)
(団体の場合は、代表者の氏名等)

所在地 東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)

連絡先 所 属 〇〇〇部 〇〇〇課
役職名 〇〇〇〇〇部 (課) 長
氏 名 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail xxxxxxxx@xxxx.co.jp

注) 連絡先の所在地が応募者の所在地と異なる場合、連絡先の所在地についても追記のこと。

提 案 書

- 1 本事業の実施について（目的・位置付け、取組内容、期待される効果、履行の確実性その他）
- 2 取組実績について
- 3 本事業の実施体制
- 4 本事業の事業計画（本事業に係る令和2年度事業の費用の額と実施スケジュール等）
- 5 その他

提 案 書（記載要領）

1 本事業の実施について

本事業の実施に当たって、次の項目に係る考え方を示してください（次の項目は例示ですので、内容が具備されていれば適宜変更・追加していただいて構いません。）。

提案書の記載に当たっては、審査項目及び審査の視点を満たしていることが分かるように記載してください。参考資料がある場合には、適宜添付してください。

なお、本資料には応募者の名称は記載しないよう留意してください（様式3も同様です。）。

（1） 目的・位置付け等

応募者が提案する取組の目的・位置付け、社会浸透を目指すゼロエミアクション・ムーブメントの方向性やムーブメントを醸成する上で必要と考える視点等について記載してください。

（2） 本事業の取組の内容

3か年の取組概要と令和2年度に実施する取組の内容、その実施方法及び実施予定の地域等について、具体的に記載してください。

記載に当たっては、どのような点で、より多くの市民に、SDGsの実現にも貢献するCO₂削減の大切さと自分たちが日常でできることへの「気づきと具体的アクションを促す」取組となりうるのか、市民によるアクションが脱炭素化に取り組む企業や社会づくり等の応援につながる取組となりうるのか、ムーブメントの社会浸透を目指してどのような企業や団体・主体等との連携を予定しているのか、についても、統計データや類似事例の紹介等も加えながら、具体的に記載してください。

また、これまででない視点（先進性や独自性、既存の取組との相乗効果・イノベーション等）がある場合には、それも記載してください。さらに、事業内容のイメージがより具体的に理解できるようにするため、当該取組を行う上で参考とした類似事例等がある場合は、当該内容を参考情報として記載してください。

（3） 期待される効果

取組実施により期待される効果を記載してください。記載に当たっては、当該取組が、市民や企業・団体等が進める脱炭素行動の強化においてどのような貢献があるか、市民・企業活動としての社会浸透を期待できるものか、都内はもとより、全国への波及効果が高く期待できるかなどについても、具体的に説明してください。

（4） 履行の確実性その他の事項

3か年事業として展開するにあたり、現時点で連携等を予定している企業や団体等について、その実現可能性の程度も含めて記載してください。

また、本事業終了後も引き続き社会へ定着させるための方策や、現時点で想定される課題等を記載してください。さらに、都に期待する役割として、令和2年度事業及び令和3年度以降の事

業に分けて記載してください（7（1）で記載した、都が事業費用について一定の負担を行うのは令和2年度事業の実施に要する経費のみであることを留意の上記載してください。）。

2 取組実績について

応募者が提案する取組と関連する取組を、自らが先行的に行っている場合又は過去に行った経験がある場合には、その状況（成果等）を具体的に記載してください。

3 本事業の実施体制

本事業をどのような体制で実施するか図示等により記載してください。

なお、複数の事業者が本事業を共同で実施する場合及び他の事業者等が本事業に参画する場合は、それぞれの役割分担を明示してください。

4 本事業の事業計画

（1）本事業に係る令和2年度事業の費用の額

本事業に係る令和2年度事業の項目の概要及び所要経費の概算見積額等を記載してください。

事業項目の概要	所要経費の概算見積額 (単位：千円)
1. ○○○○ 1-1. ○○○○ 1-2. ○○○○	
2. ○○○○ 2-1. ○○○○ 2-2. ○○○○	
3. ○○○○	
合 計	

(注) 消費税及び地方消費税については、課題ごとに内税で計上のこと。
また、記入欄は自由に変更のこと。

（2）本事業に係る令和3年度以降の事業実施に係る活動資金調達の方

本事業に係る令和3年度以降の取組概要と当該事業を展開するために必要な活動資金調達の考え方を記載してください。

（3）本事業の実施スケジュール（令和2年度及び令和3年度以降）

本事業に係る令和2年度事業及び令和3年度以降の大まかな取組概要がわかるように記載してください。また、令和2年度事業については、事業の企画、実施、結果の集約及び事業成果物の提出までの一連のスケジュールを、月別に上旬・中旬・下旬に分けて記載してください。

5 その他

本事業を実施するに当たって要望事項等があれば記入してください。

提 案 書 要 約

1 事業名

2 内 容

※A3判 横（1枚）で作成してください。